

別表第2（第5条、第6条、第8条）空き家対策総合支援事業補助（改修費補助）

補助対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 移住定住施策として空き家バンクを利用し、空き家に係る賃貸借契約を締結した空き家の所有者等又は賃借者</p> <p>(2) 所有者等及び賃借者が3親等以内の親族でない者</p> <p>(3) 市町村民税等の滞納、債務不履行がない者</p> <p>(4) この補助金に係る改修に関して、国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者</p> <p>(5) 自らの負担で空き家の改修をしようとする者</p> <p>(6) 賃借者にあつては、当該空き家に住所を定めた者又は改修工事が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日（閉庁日の場合は直前開庁日）のいずれか早い日までに当該空き家に住所を定めることが確実な者</p> <p>(7) この補助金に係る改修を行う空き家に、補助金の交付を受けた日から10年以上の定住又は定住の期間と空き家バンクへの登録の期間を合せて10年以上おこなう意思のある者</p>
補助の有効期限	<p>空き家の最初の賃貸借契約日から3年以内に申請し、かつ、実績報告書を町長に提出すること。</p>
改修の内容	<p>対象となる改修は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修</p> <p>(2) 内装、屋根、外壁等の改修</p>
対象経費	<p>改修工事に要した経費とする。ただし、居住の用に供する部分とし、店舗等に係るものを除く。</p>
補助金額	<p>対象経費の3分の2以内とし、30万円を限度とする。（同一物件に対して1回限り交付する。）</p>
施工業者	<p>町内に本店、支店又は営業所等を有する法人及び個人事業者に限るものとする。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りでない。</p>
交付申請	<p>1 申請時期 改修工事の着手前に申請すること。（ただし、工期が当該年度内のものに限る。）</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 入居者全員分の住民票（ただし、改修工事完了後に住所を定める者にあつては、誓約書にその旨を明記すること。）</p> <p>(2) 直近の市町村民税の納税証明書及び南知多町における固定資産税並びに国民健康保険税の納税証明書（ただし、該当者に限る。）</p> <p>(3) 改修に要する経費に係る見積書の写し</p> <p>(4) 改修予定箇所の位置及び改修の内容の詳細が分かる書類</p> <p>(5) 改修予定箇所の現況写真</p> <p>(6) 空き家の賃貸借契約書の写し</p> <p>(7) 賃貸借契約で申請者が利用登録者の場合は、空き家の改修に関する所有者等の承諾書（様式第11号）の写し</p> <p>(8) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限 改修工事が完了した日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 入居者全員分の住民票（ただし、改修工事終了後に住所を定めた者の場合）</p> <p>(2) 改修に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し</p> <p>(3) 改修の状況を確認できる写真</p> <p>(4) その他町長が必要と認める書類</p>